

～ 就学援助制度について ～

◇就学援助制度とは

経済的な理由で援助を希望する方に対し、学校の諸費用における学用品費・修学旅行費などの費用の一部と、小学校給食費については実費相当分を援助することで、全ての児童生徒が、義務教育を円滑に受けられるようにする制度です。

・ 申請方法及び提出場所

申請書は市教育委員会教育指導室、金剛連絡所、各小中学校にあります。
必要事項を記入いただき、市教育委員会教育指導室、金剛連絡所、各小中学校のいずれかに提出下さい。
なお、提出時には、振込口座を確認できるもの（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義が記載されたもの）を持参するか、写しを申請書裏面にのり付けして下さい。

・ 申請書の受付期間

〈当初申請〉2023年4月10日（月）～5月15日（月）午後5時30分まで

〈随時申請〉2024年1月31日まで

※随時申請の場合は認定月が4月1日ではなくなります。「いつ申請したか」によって認定月が変わります。

・ 援助を受けられる人の決定

市教育委員会で申請書、所得などを審査のうえ、認否を決定し、7月末頃通知されます。（5月16日以降に申請された場合は8月以降に随時）

*この制度に関しましてもっとお知りになりたい場合は、
『令和5年度 就学援助制度の受付が始まっています！！』をご覧ください。